

平成 20 年

第 3 回市議会定例会 議案第 18 号

函館市青果物地方卸売市場条例の制定について  
函館市青果物地方卸売市場条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 8 日提出

函館市長 西 尾 正 範

## 函館市青果物地方卸売市場条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 6 条～第 14 条）

第 2 節 仲卸業者（第 15 条～第 24 条）

第 3 節 買受人および買出人（第 25 条～第 29 条）

第 4 節 関連事業者（第 30 条～第 37 条）

第 3 章 売買取引および決済の方法（第 38 条～第 56 条）

第 4 章 物品の品質管理の方法（第 57 条）

第 5 章 市場施設の使用（第 58 条～第 69 条）

第 6 章 監督（第 70 条・第 71 条）

第 7 章 雑則（第 72 条～第 75 条）

### 附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 青果物等の取引の適正化ならびにその生産および流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）および北海道地方卸売市場条例（昭和 46 年北海道条例第 50 号）に基づき、市に青果物地方卸売市場を設置する。

（青果物地方卸売市場の名称、位置および面積）

第 2 条 青果物地方卸売市場の名称、位置および面積は、次のとおりと

する。

名称 函館市青果物地方卸売市場

位置 函館市西桔梗町589番地25

面積 85,806.91平方メートル

(取扱品目)

第3条 函館市青果物地方卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、野菜、果実およびこれらの加工品その他規則で定める食料品（以下「青果物等」という。）とする。

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日（次項において「休業日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（1月5日が日曜日に当たるとき、および12月27日から12月30日までの日が日曜日に当たるときは、当該日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から1月4日までの日および12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市民等の食生活への影響、産地の出荷事情その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して休業日に開場し、または休業日以外の日を開場しないことができる。

(開場の時間等)

第5条 開場の時間は、午前5時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して臨時に変更することができる。

2 次条に規定する卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻および販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業者の定義)

第6条 卸売業者とは、北海道地方卸売市場条例第5条の規定により知事の許可を受け、市場において、青果物等の出荷者から卸売のための販売の委託を受け、またはそれを買って受けて卸売をする者をいう。

(卸売業者の数の最高限度)

第7条 卸売業者の数の最高限度は、2とする。

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、当該卸売業者が第59条第1項の規定により指定を受けた市場の施設に係る使用料(第68条第2項第1号に規定する売上高割使用料を除く。第19条第1項において同じ。)の月額額の2倍に相当する額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保証金の追加預託)

第10条 保証金について、差押、仮差押または仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分またはその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額または不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない間においては、指定した期間の経過後、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日

を経過した後でなければこれを返還しない。

(せり人の承認等)

第13条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人については、当該卸売業者が市長の承認を受けている者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の承認を受けようとするときは、規則で定める申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者または卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 第15条に規定する仲卸業者もしくは第25条に規定する買受人またはこれらの者の役員もしくは使用人である者であるとき。

(4) 卸売業務の経験年数が3年未満の者であるとき。

4 市長は、せり人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったとき、または卸売業者が当該せり人に係る承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

(せり人の規律)

第14条 せり人は、卸売の公正を害し、または害するおそれがある行為を行ってはならない。

## 第2節 仲卸業者

(仲卸業者の定義)

第15条 仲卸業者とは、第17条第1項の規定により市長の承認を受け、市場内の仲卸業者売場において、市場の卸売業者から卸売を受けた青果物等を仕分けし、または調製して販売する者をいう。

(仲卸業者の数の最高限度)

第16条 仲卸業者の数の最高限度は、7とする。

(仲卸業者の承認等)

第17条 仲卸業者になろうとする者は、規則で定める申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が第20条第1項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が卸売業者または卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人である者であるとき。

(4) 申請者が法人であって、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。

(5) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験または資力信用を有しない者であるとき。

(6) その承認をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第18条 仲卸業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第19条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者が第59条第1項の規定により指定を受けた市場の施設に係る使用料の月額額の2倍に相当する額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 第10条から第12条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業者の承認の取消し等)

第20条 市長は、仲卸業者が第17条第2項第1号、第3号もしくは第

4号のいずれかに該当することとなったとき、その業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき、または当該仲卸業者がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、または売買取引の全部もしくは一部を停止することができる。

(1) 正当な理由がないのに第17条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に第18条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第17条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 売買取引に関し不正または不当な行為があると認めるとき。

(仲卸業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割)

第21条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）

の譲渡しをする場合において、譲渡人および譲受人が譲渡しおよび譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合または分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併または分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項または前項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書により市長に申請しなければならない。

4 第17条第2項第1号から第5号までの規定は第1項および第2項の承認について、同条第2項第6号の規定は第2項の承認（分割の場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による申請」とあるのは「第21条第1項または第2項の承認の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人また

は合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸業務の相続)

第22条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営むことについて市長の承認を受けたときは、相続人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書により、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長に申請しなければならない。

3 相続人が前項の規定による申請をした場合においては、被相続人の死亡の日から承認または不承認の決定を受ける日までの間は、被相続人に対してした第17条第1項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第17条第2項第1号から第3号までおよび第5号の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による申請」とあるのは「第22条第2項の規定による申請」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第23条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称もしくは商号または住所を変更したとき。

(2) 仲卸しの業務を開始し、休止し、または再開したとき。

(3) 法人である場合にあっては、定款、資本金もしくは出資の額または役員を変更したとき。

2 仲卸業者が死亡し、または解散したときは、当該仲卸業者の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告)

第24条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日現在において作成した事業報告書により、法人である場合にあっては総会の議事録を添付して、その日から起算して90日を経過する日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日

(2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

### 第3節 買受人および買出人

(買受人の定義)

第25条 買受人とは、次条第1項の規定により市長の承認を受け、市場において、市場の卸売業者から青果物等の卸売を受ける者をいう。

(買受人の承認等)

第26条 買受人になろうとする者は、規則で定める申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 次条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(3) 卸売業者もしくは仲卸業者または卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人である者であるとき。

(4) 卸売の相手方として必要な知識および経験または資力信用を有しない者であるとき。

(買受人の承認の取消し)

第27条 市長は、買受人が前条第2項第1号もしくは第3号のいずれかに該当することとなったとき、卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき、または当該買受人がその承認の取消し



を申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

(名称変更等の届出)

第28条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称もしくは商号または住所を変更したとき。

(2) 法人である場合にあっては、資本金もしくは出資の額または役員を変更したとき。

2 買受人が死亡し、または解散したときは、当該買受人の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(買出人の定義等)

第29条 買出人とは、次項の規定により市長の登録を受け、市場において、市場の仲卸業者から青果物等の販売を受ける者をいう。

2 買出人になろうとする者は、規則で定める申請書により市長に申請し、その登録を受けなければならない。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の定義)

第30条 関連事業者とは、第32条第1項の規定により市長の承認を受け、市場内の店舗その他の施設において、市場の機能の充実を図るための業務および出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するための業務（以下これらを「関連事業」という。）を営む者をいう。

(関連事業の業種)

第31条 関連事業の業種は、規則で定める。

(関連事業者の承認等)

第32条 関連事業者になろうとする者は、規則で定める申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験または資力信用

を有しない者であるとき。

(保証金の預託)

第33条 関連事業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第34条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者が第59条第1項の規定により指定を受けた市場の施設に係る使用料の月額額の2倍に相当する額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 第10条から第12条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(関連事業者の承認の取消し)

第35条 市長は、関連事業者が第32条第2項第1号に該当することとなったとき、業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき、または当該関連事業者がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第32条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に第33条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第32条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(関連事業者に対する規制等)

第36条 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務または取扱物品の販売について必要な指示等を行うことができる。

(名称変更等の届出)

第37条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称もしくは商号または住所を変更したとき。

(2) 関連事業を開始し、休止し、または再開したとき。

2 関連事業者が死亡し、または解散したときは、当該関連事業者の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

### 第3章 売買取引および決済の方法

(差別的取扱いの禁止等)

第38条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、仲卸業者、買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、青果物等について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(売買取引の方法)

第39条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 せり売または入札の方法

(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売または入札の方法、それ以外の部分についてはせり売もしくは入札の方法または相対取引

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売もしくは入札の方法または相対取引

2 卸売業者は、前項第1号および第2号に掲げる物品（同号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であつて、市長がせり売または入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて承認したときは、相対取引によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
  - (2) 入荷が遅延した場合
  - (3) 卸売の相手方が少数である場合
  - (4) せり売または入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
  - (5) 卸売業者と仲卸業者または買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
  - (6) 緊急に出港する船舶への必要な物品の供給その他やむを得ない理由により、せり売または入札の方法による卸売開始の時刻前に卸売をする場合
  - (7) 次条第1項ただし書の規定により市場における仲卸業者および買受人以外の者に対して卸売をする場合
- 3 卸売業者は、第1項第2号および第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売または入札の方法によらなければならない。
- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
  - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、または変更しようとするときは、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴くとともに、その数値を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定または変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所に掲示する等により、関係者に十分周知しなければならない。
- (卸売の相手方の制限)

第40条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者および買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が市場の仲卸業者および買受人の買受けを不当に制限することにならないと認めて

承認したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、または市場に出荷された物品が市場の仲卸業者および買受人にとって品目または品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 市場の仲卸業者および買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 他の卸売市場の青果物等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者または当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受ける者に対して卸売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる青果物等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者または農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合もしくは森林組合連合会（これらの者の出資または拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。第46条第2項第3号において同じ。）および食品製造業者等（青果物等を原料または材料として使用し、製造、加工または販売の事業を行う者をいう。以下この号および第46条第2項第3号において同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の青果物等の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる青果物等の品目、数量の上限および卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）

が定められているとき。

- 2 前項第1号の規定による承認を受けた卸売業者は、その承認に係る物品の卸売をしたときは、毎月末日までにその旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第41条 卸売業者（その役員および使用人を含む。次条において同じ。）

は、市場において青果物等の卸売の相手方として、これを買い受けてはならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第42条 卸売業者は、市場において青果物等の卸売をした場合において、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、仲卸業者または買受人から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、または買い受けてはならない。

(受託契約約款)

第43条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

- 2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたとき、または変更したときは、卸売場または主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(販売前における受託物品の検収等)

第44条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、規格、品質等について異状を認めるときは、市長の確認を受け、速やかに、その結果を委託者に通知するとともに、物品受領通知書または売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者またはその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売物品に係る仲卸業者等の明示および引取り)

第45条 卸売業者は、卸売をした物品について買い受けた仲卸業者または買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 仲卸業者および買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らな

ければならない。

- 3 卸売業者は、仲卸業者または買受人が引取りを怠ったと認められるときは、当該仲卸業者または買受人の費用でその物品を保管し、または催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札または相対取引に係る価格（第51条第1項において「卸売単価」という。）にその100分の5に相当する金額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者または買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者または買受人に請求することができる。

（仲卸業者の業務の規制）

第46条 仲卸業者は、市場内においては、青果物等の販売の委託の引受けをしてはならない。

- 2 仲卸業者は、市場内においては、青果物等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、市場の卸売業者から買い入れることが困難な青果物等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の承認を受けていること。

(2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする青果物等を買入れる場合であって、当該契約において買入れの対象となる青果物等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。

(3) 仲卸業者が、農林漁業者等および食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の青果物等の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合で

あって、当該契約において買入れの対象となる青果物等の品目、数量の上限および買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められているとき。

3 前項第1号の承認については、当該青果物等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等を調査して、承認または不承認を決定するものとする。

4 第2項第1号の承認を受けた仲卸業者は、その承認に係る物品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（売買取引の制限）

第47条 市長は、せり売または入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、またはせり直しもしくは再入札を命ずることができる。

(1) 談合その他の不正な行為があると認めるとき。

(2) 不当な値段を生じたとき、または生ずるおそれがあると認めるとき。

2 市長は、卸売業者、仲卸業者、買受人または買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。

(1) 売買について不正または不当な行為があると認めるとき。

(2) 買受代金（卸売業者のせり売、入札もしくは相対取引または仲卸業者の販売により買い受けた価格にその100分の5に相当する金額を加えた金額の総額をいう。第54条第1項および第3項において同じ。）の支払を怠ったとき。

（衛生上有害な物品の売買の禁止等）

第48条 卸売業者、仲卸業者および関連事業者は、市場において、衛生上有害な物品を売買し、または売買の目的をもって所持してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、または撤去を命ずることができる。

（卸売予定数量等の報告）

第49条 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに、当日卸売を



予定する物品について、品目ごとの数量および主要な産地を市長に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎開場日、規則で定める時刻までに、当日卸売をした物品について、品目ごとの数量および主要な産地ならびに高値、中値および安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第50条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、主要な品目の数量およびその主要な産地ならびに前開場日に卸売された主要な品目の数量およびその卸売価格を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、その日に卸売された物品について、主要な品目ごとの数量ならびに高値、中値および安値に区分した卸売価格を公表するものとする。

(仕切りおよび送金等)

第51条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、当該卸売をした物品の品目、規格、卸売単価、数量、卸売単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の5に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第55条第1項ただし書の規定による卸売価格の変更をした物品については、当該変更に係る品目、規格、卸売単価、数量、卸売単価と数量の積の合計額および当該合計額の100分の5に相当する金額)、次条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となるものの金額にその100分の5に相当する金額を加えた金額(以下この項において「委託者負担金」という。)および売買仕切金(受託物品の卸売価格の総額から同項に規定する委託手数料および委託者負担金を控除した金額をいう。以下この項および次項において同じ。)の額を明記した売買仕切書および売買仕切金を、当該卸売をした日の翌日(売買仕切書または売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに送付しなければならない。

- 2 卸売業者は、売買仕切書または売買仕切金の送付について委託者と

特約を結んだときは、その特約に関する書面を市場内の事務所に備え付け、および市長の求めに応じて提出しなければならない。

(委託手数料の額)

第52条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めようとする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も、同様とする。

2 卸売業者は、前項の委託手数料の額の設定または変更をしたときは、その委託手数料の額を卸売場または主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

3 市長は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不相当と認めるときは、卸売業者に対して委託手数料の額の変更を命ずることができる。

(出荷奨励金の交付)

第53条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 卸売業者は、前項の出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、または卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。

(買受代金の支払)

第54条 仲卸業者および買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日（卸売業者があらかじめ仲卸業者または買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買受代金を支払わなければならない。

2 前項の支払猶予の特約をする場合には、他の仲卸業者および買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

3 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。

(卸売価格の変更の禁止)

第55条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売価格の変更をしてはならな

い。ただし、規則で定めるところにより、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による卸売価格の変更をしたときは、売買仕切書にその理由を付記しなければならない。

(完納奨励金の交付)

第56条 卸売業者は、卸売をした物品の代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者または買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

2 第53条第2項の規定は、前項の完納奨励金の交付について準用する。

#### 第4章 物品の品質管理の方法

第57条 物品の品質管理の方法については、規則で定める。

2 卸売業者、仲卸業者、買受人、関連事業者および買出人は、前項の物品の品質管理の方法に従わなければならない。

#### 第5章 市場施設の使用

(市場施設)

第58条 市場に次に掲げる施設を置く。

- (1) 卸売業者売場
- (2) 仲卸業者売場
- (3) 冷蔵庫
- (4) バナナ<sup>はっ</sup>醗酵室
- (5) 倉庫
- (6) 関連事業者店舗
- (7) 事務所
- (8) 会議室
- (9) 空地

(市場施設の使用指定等)

第59条 卸売業者、仲卸業者および関連事業者が使用する市場の施設は、前条第1号から第7号までに掲げる施設とし、その位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長がこれを指定する。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、関連事業者店舗および事務所の使用の許可をすることができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならない。
- 4 前項の保証金の額は、第2項の規定により使用の許可を受けた関連事業者店舗および事務所に係る使用料の月額額の2倍に相当する額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 第10条から第12条までの規定は、第3項の保証金について準用する。

(会議室等の使用の許可)

- 第60条 市長は、卸売業者、仲卸業者、関連事業者、買受人またはこれらの者で構成する団体（次項においてこれらを「市場関係事業者」という。）に対して会議室または空地の使用の許可をすることができる。
- 2 市長は、市場の運営に支障がない範囲で、市場関係事業者以外の者に対して会議室の使用の許可をすることができる。

(関連事業者店舗等の使用の不許可)

- 第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関連事業者店舗、事務所、会議室または空地（以下これらを「関連事業者店舗等」という。）の使用を許可しない。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他関連事業者店舗等の管理上支障があると認められるとき。

(関連事業者店舗等の使用の許可の取消し等)

- 第62条 市長は、第59条第2項または第60条第1項もしくは第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更する

ことができる。この場合において、当該許可を受けた者に損害が生じてても市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(用途変更、転貸等の禁止)

第63条 第59条第1項の規定により指定を受けた者または同条第2項もしくは第60条第1項もしくは第2項の許可を受けた者（以下これらを「使用者」という。）は、市場の施設の用途を変更し、または市場の施設の全部もしくは一部を転貸し、もしくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第64条 使用者は、市長の承認を受けずに市場の施設に建築、造作もしくは模様替えを加え、または市場の施設の原状に変更を加えてはならない。

- 2 使用者が前項の承認を受けて、市場の施設に建築、造作もしくは模様替えを加え、または市場の施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、当該市場の施設の返還の際、原状回復を命じ、またはこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第65条 市場の施設を使用している者（次項に規定する者を除く。）の死亡、解散、廃業等の市場の施設を返還しなければならない事由が生じたときは、その相続人、清算人、代理人または本人（第3項においてこれらを「相続人等」という。）は、規則で定める期間内に自己の費用で当該市場の施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、当該期間後に返還することができる。

- 2 第60条第1項または第2項の許可を受けた者は、当該許可を受けた会議室もしくは空地の使用を終了したとき、または第62条の規定

により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

- 3 相続人等または前項に規定する者が第1項または前項の義務を履行しないときは、市長は、これらの者に代わってこれを執行し、その費用をこれらの者から徴収する。

(指定または許可の取消し等)

第66条 市長は、市場の施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定もしくは許可の全部もしくは一部を取り消し、または使用の制限もしくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令等)

第67条 市長は、故意または過失により市場の施設を滅失し、または損傷した者に対して、その補修を命じ、またはその費用の弁償を命ずることができる。

- 2 市長は、使用者の設置した設備等の破損または汚損等により、危険の生ずるおそれがあると認めるときは、その補修または除去を命ずることができる。

(使用料等)

第68条 使用者は、規則で定める納期までに、市場の施設の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 売上高割使用料 別表第4に掲げる額

(2) 面積割使用料、会議室使用料および空地使用料 別表第5に掲げる額に基づき算定した額に100分の105を乗じて得た額

- 3 月額による使用料について、使用期間が1月に満たない場合の使用料は、1月を30日として日割計算により算出する。

- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

- 5 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で規則で定めるも

のは、使用者の負担とする。

(使用料の減免)

第69条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって市場の施設を使用できないとき。
- (2) 使用者が第66条の規定により使用の停止を命ぜられたとき。
- (3) 使用者が国または地方公共団体であって、公共の用に供するため使用するとき。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

## 第6章 監督

(報告および検査)

第70条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者または関連事業者に対し、その業務もしくは財産に関し報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、卸売業者、仲卸業者または関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善措置命令)

第71条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者または関連事業者に対し、その業務もしくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

## 第7章 雑則

(市場秩序の保持等)

第72条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、または公共の利益を

害する行為を行ってはならない。

- 2 市長は、市場における秩序の保持または公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対して入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限または条件)

第73条 市長は、この条例の規定により許可、承認または指定をする場合には、制限または条件を付すことができる。

(指定管理者による管理)

第74条 市場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 買受人の承認および買出人の登録に関すること。
- (2) 売買取引（第40条および第46条に規定するものを除く。）に係る承認、指示および制限等に関すること。
- (3) 市場の施設の使用条件の指定、使用の許可および制限に関すること。
- (4) 市場の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第26条から第29条まで、第39条第2項および第3項、第44条、第47条、第48条第2項、第49条、第50条、第51条第2項、第55条第1項、第59条第1項および第2項、第60条から第63条まで、第64条第1項、第65条第1項、第66条、第67条第2項、第72条第2項ならびに前条（指定管理者が行う許可、承認および指定に係るものに限る。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第75条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(函館市中央卸売市場事業の設置等に関する条例および函館市中央卸売市場業務条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 函館市中央卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和50年函館市条例第16号)
  - (2) 函館市中央卸売市場業務条例(昭和49年函館市条例第69号)  
(函館市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項第1号の規定による廃止前の函館市中央卸売市場事業の設置等に関する条例第8条第1項の規定による平成20年度の10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。  
(函館市中央卸売市場業務条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に附則第2項第2号の規定による廃止前の函館市中央卸売市場業務条例(以下「廃止前の条例」という。)第8条第1項の規定により保証金を預託している卸売市場法第13条の6の規定の適用を受ける者は、第8条第1項の保証金を預託した者とみなす。
- 5 前項の規定により保証金を預託した者とみなされた者で廃止前の条例第9条第2項の規定により国債証券をもって保証金の代用をしているものは、当該国債証券の満期日が到来した後、市長の指定する期日までに、現金で第9条に規定する額の保証金を預託しなければならない。この場合において、当該期日までに預託を完了しないときは、当該期日後その預託を完了するまでの間は、卸売の業務を行うことができない。
- 6 この条例の施行の際現に廃止前の条例第10条第1項の規定により指定されている期間については、第10条第1項の規定により指定された期間とみなす。

- 7 この条例の施行の際現に廃止前の条例第11条第2項の規定により他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有している者については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 8 この条例の施行の際現に廃止前の条例第13条第1項の規定により市長の登録を受けているせり人は、第13条第1項の規定により市長の承認を受けたせり人とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に廃止前の条例第20条第1項の規定により市長の許可を受けている仲卸業者は、第17条第1項の規定により市長の承認を受けた仲卸業者とみなす。
- 10 前項の規定により市長の承認を受けた仲卸業者とみなされた者で廃止前の条例第21条第1項の保証金を預託しているものは、第18条第1項の保証金を預託した者とみなす。
- 11 前項の規定により第19条第1項に規定する保証金の額を上回るこゝとなる額については、速やかに、これを預託した者に還付するものとする。
- 12 この条例の施行前に廃止前の条例第23条第1項もしくは第2項または第79条第2項の規定による許可の取消しを受けた者に係る第17条第2項第2号の規定の適用については、同号中「第20条第1項」とあるのは「附則第2項第2号の規定による廃止前の函館市中央卸売市場業務条例（昭和49年函館市条例第69号）第23条第1項もしくは第2項または第79条第2項」と、「承認」とあるのは「許可」とする。
- 13 廃止前の条例第27条第1項第1号に掲げる仲卸業者に係る平成20事業年度の事業報告書の提出については、なお従前の例による。
- 14 附則第9項の規定により市長の承認を受けた仲卸業者とみなされた第24条第1項第2号に掲げる者に係る平成21事業年度の事業報告書は、平成21年1月1日から同年12月31日までの間についてのものとする。
- 15 この条例の施行の際現に廃止前の条例第29条第1項の規定により市長の承認を受けている売買参加者は、第26条第1項の規定により

市長の承認を受けた買受人とみなす。

- 16 この条例の施行前に廃止前の条例第31条または第79条第3項の規定による承認の取消しを受けた者に係る第26条第2項第2号の規定の適用については、同号中「次条」とあるのは、「附則第2項第2号の規定による廃止前の函館市中央卸売市場業務条例（昭和49年函館市条例第69号）第31条または第79条第3項」とする。
- 17 この条例の施行の際現に廃止前の条例第57条第2項に規定する買出人である者は、第29条第2項の規定により市長の登録を受けた買出人とみなす。
- 18 この条例の施行の際現に廃止前の条例第34条第1項の規定により市長の許可を受けている関連事業者は、第32条第1項の規定により市長の承認を受けた関連事業者とみなす。
- 19 前項の規定により市長の承認を受けた関連事業者とみなされた者で廃止前の条例第36条第1項の保証金を預託しているものは、第33条第1項の保証金を預託した者とみなす。
- 20 前項の規定により第34条第1項に規定する保証金の額を上回るものとなる額については、速やかに、これを預託した者に還付するものとする。
- 21 附則第13項の規定は、附則第18項の規定により市長の承認を受けた関連事業者とみなされた者（法人である者に限る。）に係る平成20事業年度の事業報告書の提出について準用する。
- 22 廃止前の条例第69条第1項の規定により指定された市場施設および同条第2項の規定により使用の許可を受けた市場施設に係る使用料については、なお従前の例による。
- 23 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
- 24 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（重要な公の施設の措置に関する条例の一部改正）

- 25 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和39年函館市条例第8号）

の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

26 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

中央卸売市場取引委員会の委員	日額 5,000円	を
緑化審議会の委員	日額 5,000円	

緑化審議会の委員	日額 5,000円	に
----------	-----------	---

改める。

別表第1（第39条関係）

生きくらげ，あわたけ，くろしめじ，むらさきしめじ，はつたけ，くりたけ，こくわ，またたびおよび北海道産のくり

別表第2（第39条関係）

別表第1および別表第3に掲げる品目以外の野菜および果実

別表第3（第39条関係）

- (1) 輸入果実
- (2) たまねぎ，まめもやし，かいわれだいこん，冷凍果実ならびに野菜および果実の加工品
- (3) くわい，ぼうふう，はなまるきゅうり，だいたいおよびぎんなん
- (4) うずら卵および調理済冷凍食品

別表第4（第68条関係）

区分	使用料
卸売業者売場	毎月の卸売金額の1,000分の3に相当する額
仲卸業者売場	第46条第2項ただし書の規定により買い入れた物品の毎月の販売金額の1,000分の3に相当する額

別表第5（第68条関係）

区分		使用料	
		単位	金額
面積割 使用料	卸売業者売場	1平方メートルにつき1月	100円
	仲卸業者売場	1平方メートルにつき1月	850円
	冷蔵庫	1平方メートルにつき1月	700円
	バナナ <sup>はっ</sup> 醗酵室	1平方メートルにつき1月	700円
	倉庫	1平方メートルにつき1月	450円
	関連事業者店舗 （理容室および 食堂を除く。）	1平方メートルにつき1月	900円
	関連事業者店舗 （理容室および 食堂に限る。）	1平方メートルにつき1月	600円
	事務所（卸売棟 の2階部分の事 務所に限る。）	1平方メートルにつき1月	750円
	事務所（卸売棟 の2階部分の事 務所を除く。）	1平方メートルにつき1月	550円
会議室 使用料	大会議室	1回（3時間以内）につき	1,500円
	中会議室	1回（3時間以内）につき	800円
	小会議室	1回（3時間以内）につき	400円
空地使 用料	空地	1平方メートルにつき1月	25円

(提案理由)

西桔梗町に青果物地方卸売市場を設置するため

## 函館市青果物地方卸売市場条例施行規則大綱

- 1 取扱品目について
- 2 販売開始時刻等について
- 3 せり人の承認申請について
- 4 仲卸業者の承認申請について
- 5 仲卸業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割の承認申請について
- 6 仲卸業務の相続の承認申請について
- 7 買受人の承認申請について
- 8 買出人の登録申請について
- 9 関連事業の業種について
- 10 関連事業者の承認申請について
- 11 せり売または入札の方法による卸売の割合について
- 12 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売できる場合について
- 13 卸売業者による卸売予定数量等の報告について
- 14 卸売価格の変更について
- 15 物品の品質管理の方法について
- 16 施設の返還について
- 17 使用料の納期等について
- 18 使用者の負担する費用について